

○ 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改 正 案

現 行

（資本金、基金、準備金等の計算）

第一条 （略）

2～4 （略）

5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。第七項において同じ。）から第一項第三号に掲げる額及び再保險契約（次に掲げる要件の全てに該当するものをいい、規則第七十一条第三項に規定する再保險に係るもの）を除く。以下この項及び第一条の三において同じ。）に係る未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保險を引き受ける保険会社をいう。以下この項及び第一条の三において同じ。）から收受した手数料のうち、当該再保險契約により再保險に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。以下この項及び第一条の三において同じ。）の残高を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかわらず、規則第八十六条第一項第七号、第一百六十二条第一項第七号及び第一百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

（資本金、基金、準備金等の計算）

第一条 （略）

2～4 （略）

5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。第七項において同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条第一項第七号、第一百六十二条第一項第七号及び第一百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

る。

一 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用
その他これに準ずるものを受け保険会社に将来支払うことを約す
るものである)。)

(新設)

二 保険会社が、元受保険契約(保険会社が引き受ける保険契約を
いう。)に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係る
リスクの一部を移転するものであること(元受保険契約のリスク
の全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。)。

6～10 (略)

(控除項目)

第一条の二 (略)

(新設)

第一条の二 (略)

第一条の三 受再保険会社が一方的に解約できる旨(保険会社の再保
険料の不払いによる場合を除く。)が定められている再保険契約に
おける法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条
第一号に掲げる額の計算に当たつては、当該再保険契約に係る未償
却出再手数料の残高を控除するものとする。

別表第十六

(表 略)

備考

1. 損害保険会社にあっては、家畜・地震保険及び自動車損害賠償責任
保険に係る額を除く。

別表第十六

(表 略)

備考

1. 損害保険会社にあっては、家畜・地震保険及び自動車損害賠償責任
保険に係る額を除く。

2. 第一条の三の規定により控除される額に相当する額を除く。

○ 保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

改正案	現行
<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額並びに再保険契約（単体告示第一条第五項に規定する再保険契約をいう。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額を控除し保険契約（単体告示第一条第五項に規定する再保険契約をいう。第七項において同じ。）に係る未償却出再手数料（同項に規定する未償却出再手数料をいう。同条において同じ。）の残高（保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係るものに限る。）を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第八項において同じ。）又は単体中核的支払余力（保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力（単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第一条规定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいづれか小さい額を超過する場合に、第一項第九号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。</p>	<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第八項において同じ。）又は単体中核的支払余力（保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力（単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第一条规定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいづれか小さい額を超過する場合に、第一項第九号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。</p>

合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

一〇五 (略)

6
10

(略)

6
10

(略)

第三条 (略)
(控除項目)

第三条の二 受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。）

(新設)

が一方的に解約できる旨（保険会社の再保険料の不払いによる場合を除く。）が定められている再保険契約における法第二百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十二条の二第一号に掲げる額の計算に当たつては、当該再保険契約に係る未償却出再手数料の残高（保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係るものに限る。）を控除するものとする。

別表第十二
(表 略)

別表第十二
(表 略)

備考

- 1 家計・地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る再保険貸の額を除く。
- 2 リスク対象金額のうち、第一条の規定により連結の範囲に含まれる者に係るものについては、リスク対象金額から控除することができる。
- 3 第三条の二の規定により控除される額に相当する額を除く。

備考

- 1 家計・地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る再保険貸の額を除く。
- 2 リスク対象金額のうち、第一条の規定により連結の範囲に含まれる者に係るものについては、リスク対象金額から控除することができる。
- 3 第三条の二の規定により控除される額に相当する額を除く。

(新設)

附 則

- 1 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。
- 2 第一条の規定による改正後の保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件第一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「付した部分」とあるのは「付した部分（平成二十七年三月三十一日以前に付した部分を除く。）」とする。
- 3 第一条の規定による改正後の保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件第二条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「同項」とあるのは「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十七年金融庁告示第一号）附則第二項において読み替えて適用する単体告示第一条第五項」とする。